

2026年 8 月

発行登録追補書類に記載の事項

トヨタ モーター ファイナンス（ネザーランズ）ビーブイ
2031年 2 月 21 日満期 米ドル建社債

トヨタ モーター ファイナンス（ネザーランズ）ビーブイ
2031年 2 月 21 日満期 豪ドル建社債

本書及び本社債に関する2026年 7 月付発行登録目論見書（同発行登録目論見書の訂正事項分を含む。以下同じ。）をもって本社債の発行登録追補目論見書としますので、これらの内容を合わせてご覧下さい。ただし、本書では2026年 8 月 21 日付発行登録追補書類のうち、同発行登録目論見書に既に記載されたものについては一部を省略しています。

【発行登録追補書類番号】 7-外 1-1

【提出日】 2026 年 8 月 21 日

【今回の売出金額】 トヨタ モーター ファイナンス（ネザーランズ）ビーブイ
2031 年 2 月 21 日満期 米ドル建社債
4 億 5,030 万米ドル（円貨相当額 713 億 6,354 万 4,000 円）

トヨタ モーター ファイナンス（ネザーランズ）ビーブイ
2031 年 2 月 21 日満期 豪ドル建社債
1 億 8,460 万豪ドル（円貨相当額 208 億 1,734 万 2,000 円）

（株式会社三菱UFJ銀行が発表した 2026 年 8 月 20 日現在の東京外国為替市場における対顧客電信直物売買相場の仲値 1 米ドル＝158.48 円及び 1 豪ドル＝112.77 円の換算レートで換算している。）

【これまでの売出実績】
（発行予定額を記載した場合）

番号	提出年月日	売出金額	減額による 訂正年月日	減額金額
該当事項なし	該当事項なし	該当事項なし	該当事項なし	該当事項なし
実績合計額		0 円	減額総額	0 円

【残額】
（発行予定額－実績合計額－減額総額） 5,000 億円

（発行残高の上限を記載した場合） 該当事項なし

【残高】 該当事項なし
（発行残高の上限－実績合計額＋償還総額－減額総額）

【安定操作に関する事項】

該当事項なし

【縦覧に供する場所】

該当事項なし

第一部 【証券情報】

＜トヨタ モーター ファイナンス（ネザーランズ）ビーブイ 2031年2月21日満期 米ドル建社債及び
トヨタ モーター ファイナンス（ネザーランズ）ビーブイ 2031年2月21日満期 豪ドル建社債に関する
情報＞

第2 【売出要項】

1 【売出有価証券】

【売出社債（短期社債を除く。）】

米ドル建社債

売出券面額の総額又は売出振替社債の総額	4億5,030万米ドル
売出価額の総額	4億5,030万米ドル
利率	年率4.52%

豪ドル建社債

売出券面額の総額又は売出振替社債の総額	1億8,460万豪ドル
売出価額の総額	1億8,460万豪ドル
利率	年率5.05%

2 【売出しの条件】

社債の概要

1 利息

米ドル建社債

(a) 各本社債の利息は、上記利率で、2026年9月3日（当日を含む。）から2031年2月21日（当日を含まない。）までこれを付し、毎年2月21日及び8月21日（以下、それぞれを「利払日」という。）に半年分を後払いする。各利払日に支払われる利息は、額面金額1,000米ドルの各本社債につき22.60米ドルである。ただし、最初の利息の支払は、2027年2月21日に、2026年9月3日（当日を含む。）から2027年2月21日（当日を含まない。）までの期間について行われるものとし、その金額は額面金額1,000米ドルの各本社債につき21.09米ドルとする。

豪ドル建社債

(a) 各本社債の利息は、上記利率で、2026年9月3日（当日を含む。）から2031年2月21日（当日を含まない。）までこれを付し、毎年2月21日及び8月21日（以下、それぞれを「利払日」という。）に半年分を後払いする。各利払日に支払われる利息は、額面金額1,000豪ドルの各本社債につき25.25豪ドルである。ただし、最初の利息の支払は、2027年2月21日に、2026年9月3日（当日を含む。）か

ら2027年2月21日（当日を含まない。）までの期間について行われるものとし、その金額は額面金額1,000豪ドルの各本社債につき23.57豪ドルとする。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし

第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項なし

第三部 【参照情報】

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書の「事業等のリスク」に記載された事項について、当該有価証券報告書の提出日以後、本発行登録追補書類提出日（2026年8月21日）までの間において重大な変更は生じておらず、また、追加で記載すべき事項も生じていない。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されているが、本発行登録追補書類提出日現在、当該事項に係るTMFの判断に変更はない。

以 上

2026年 8 月

発行登録目論見書の訂正事項分

2026年 8 月 5 日及び2026年 8 月10日訂正発行登録書提出

トヨタ モーター ファイナンス（ネザーランズ）ビーブイ
2031年 2 月21日満期 米ドル建社債

トヨタ モーター ファイナンス（ネザーランズ）ビーブイ
2031年 2 月21日満期 豪ドル建社債

【発行登録目論見書の訂正理由】

発行登録目論見書の記載事項のうち、一部の事項に訂正が生じたので、関係事項を下記の通り訂正するものであります。なお、訂正した箇所には下線を付しております。

第三部 【保証会社等の情報】

＜トヨタ モーター ファイナンス（ネザーランズ）ビーブイ 2031年 2 月21日満期 米ドル建社債及び
トヨタ モーター ファイナンス（ネザーランズ）ビーブイ 2031年 2 月21日満期 豪ドル建社債に関する
情報＞

第 2 【保証会社以外の会社の情報】

2 【継続開示会社たる当該会社に関する事項】

トヨタ自動車は、継続開示会社である。

(1) 当該会社が提出した書類

イ. 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（2026年 3 月期） 自 2025年 4 月 1 日 至 2026年 3 月31日
2026年 6 月10日、関東財務局長に提出。

ロ. 半期報告書

該当事項なし

ハ. 臨時報告書

上記イの有価証券報告書提出後、2026年 6 月15日に金融商品取引法第24条の 5 第 4 項及び
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第12号の規定に基づき、臨時報告書
を関東財務局長に提出。

上記イの有価証券報告書提出後、2026年 6 月18日に金融商品取引法第24条の 5 第 4 項及び
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 9 号の 2 の規定に基づき、臨時報
告書を関東財務局長に提出。

上記イの有価証券報告書提出後、2026年 8 月 4 日に金融商品取引法第24条の 5 第 4 項及
び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 2 号の 2 の規定に基づき、臨時報

告書を関東財務局長に提出。

ニ. 訂正報告書

訂正報告書（上記ハの2026年8月4日付の臨時報告書の訂正報告書）を2026年8月7日
に関東財務局長に提出。

以 上